

さいたま市条例第13号

さいたま市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、公募対象公園施設に係る設置等予定者の選定に関し必要な事項を審議するため、さいたま市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公募対象公園施設 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設をいう。
- (2) 設置等予定者 法第5条の2第2項第9号の設置等予定者をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 法第5条の2第2項第9号の評価の基準の策定
- (2) 法第5条の4第3項の規定による設置等予定者の選定
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公募対象公園施設に係る設置等予定者の選定に関し必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市職員

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、第6項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の従事する業務に直接の利害関係のある事項を審議する場合は、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意を得たときは、この限りでない。

7 委員会の会議は、非公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員会に諮って会議を公開することができる。

(守秘義務)

第8条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、都市局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。